

立命館大学「実践的FDプログラム・オンデマンド講義サービス」受講規約（受講者向け）

（趣旨）

第1条 本規約は、立命館大学 教育開発推進機構 教育・学修支援センター（以下「センター」という。）が提供する実践的 FD プログラム・オンデマンド講義サービス（以下「VOD 講義サービス」という。）を受講者が受講するにあたり、必要な事項を定めるものです。

（用語の定義）第2条 この規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 実践的 FD プログラム・オンデマンド講義サービスこの規約に基づき、センターが提供したビデオオンデマンド講義、テキスト資料およびその編集上必要な資料（これらを編集したテキストデータやデジタルデータを含みます）を、「VOD 講義」または「オンデマンド講義」の名称を用いて電気通信回線を通じて、受講者に提供するサービスおよびこれに附帯するサービスの総称
- (2) 申請機関実践的 FD プログラムの利用申込を行い、承認された上で所定の利用料を納めることを承諾した高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校またはその学部もしくは研究科）
- (3) 受講者
申請機関に所属する教職員で、所属する申請機関を通じて受講者登録をした者
- (4) コンテンツ
センターが VOD 講義サービスとして提供する映像、画像、テキストおよびその編集上必要な資料

（規約の適用）

第3条 この規約は、センターが提供する VOD 講義サービスの受講に関し、適用されます。

- 2 受講者は、この規約にしたがって VOD 講義サービスを受講するものとします。
- 3 センターは、申請機関を通じて受講者にその内容を通知することによりこの規約を変更することができるものとします。その場合、受講者は変更後の規約にしたがうものとします。
- 4 センターは、VOD 講義サービスに関する個別の規定、諸手続き方法等（以下「個別規程等」）を別途定め申請機関を通じて受講者に通知することがあります。この場合、個別規定等の変更についても前項と同様に受講者はしたがうものとします。
- 5 前2項の通知については、立命館大学 教育開発推進機構および全国私立大学 FD 連携フォーラムが運用するサイトにおいて効力発生までの相当の猶予期間をもって掲示し、当該猶予期間を経過することによって受講者との間に効力が生じるものとします。

（VOD 講義の内容）

第4条 VOD 講義の内容は、立命館大学 教育開発推進機構および全国私立大学 FD 連携フォーラムが運用するサイト上または受講ガイドブックに掲示、記載する「オンデマンド講義概要」のとおりとします。ただし、

VOD 講義の内容に追加または変更があった場合には、申請機関を通じて受講者に通知します。

(ID およびパスワードの管理)

第5条 受講者は、受講者登録完了時にセンターから VOD 講義サービスの ID およびパスワードが付与され、所定の受講期間中はこれらを使用して VOD 講義サービスを利用するものとします。

2 受講者は、VOD 講義サービスの ID およびパスワードを使用して、VOD 講義サービス以外のサービスを利用することはできません。

3 VOD 講義サービスの ID およびパスワードは受講者本人のみが利用できるものとし、第三者に譲与、貸与、開示し、又は使用させてはなりません。

4 受講者は ID およびパスワードを善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、センターは、ID またはパスワードの使用上の過誤または第三者による不正使用等について、一切責任を負わないものとします。

また、受講者および申請機関は、ID またはパスワードの不正使用等により発生した VOD 講義サービスの利用料金について、その全額をセンターに支払うものとします。ただし、センターの責めに帰すべき事由があるときはこの限りではありません。

(著作権等)

第6条 VOD 講義サービスを通じてセンターから提供されるコンテンツ（講義内容、映像、音声、文字等を含みます）に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、センターまたは正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、受講者登録によって受講者にいかなる権利も付与されるものではありません。

(受講者の責務)

第7条 受講者は、VOD 講義サービスを受講をするにあたり、次の責任を負うものとします。

- (1) 受講者が VOD 講義サービス上で行う通信の内容
- (2) 受講者が VOD 講義サービスを受講することにより生じた損害
- (3) 受講者個人に属する資源の内容についての保障

2 受講者は、VOD 講義サービスに接続する機器についてコンピューターウィルスやセキュリティの脆弱性等に対する必要な措置を講じなければなりません。

(禁止事項)

第8条 受講者は、コンテンツを個人として視聴するものとし、本コンテンツを利用して、または、その受講に関連して、自らまたは第三者を通じて次の行為をしてはなりません。

- (1) 犯罪として刑罰にあたる行為および公序良俗に反する行為
- (2) 他人のプライバシーを侵害する行為
- (3) 他人の情報を破壊もしくは盗用する行為または著作権もしくは知的財産権を侵害する行為
- (4) 営業その他利得を主たる目的とする行為

- (5) 学校法人立命館の名誉を傷つけ、また情報システムの品位を害する行為
- (6) VOD 講義サービスおよびこれに接続する他の情報システムの正常な維持および運用を妨げる行為
- (7) コンテンツを受講者以外に視聴させる行為
- (8) VOD 講義において施されているコンテンツ保護技術を改変その他の方法によって無効化する行為
- (9) その他、VOD 講義サービスの目的に照らし不適當な行為

(受講者義務違反等)

第9条 本規約に違反した等の理由により、本学またはセンターが不適當と判断した受講者には、申請機関に通知の上、VOD 講義サービス提供の停止または受講者登録の取消をすることができます。

(サービスの中断、停止)

第10条 センターは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、申請機関および受講者への事前通知、承諾なしに、VOD 講義サービスの一部または全部の提供を停止または中断することがあります。

- (1) コンピュータトラブル、ネットワークトラブル、メンテナンス等、本学オンラインの運営管理上やむをえない場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力、その他不測の事態により、サービス提供が困難になった場合
- (3) 情報システムおよびこれに接続する本法人以外の情報システムの正常な維持および運用を妨げる重大かつ切迫した危機があり、立命館情報化推進機構長が情報システムの一部停止を判断した場合

2前項もしくはその他の理由により VOD 講義サービスの中断または停止が発生したとしても、それに伴う不利益、損害に対して、センターは一切責任を負わないものとします。

3センターは、センターの判断において、年度途中であっても VOD 講義サービスを終了させることができるものとします。

4前項の場合、センターはあらかじめ適切な方法によって申請機関および受講者に対して VOD 講義サービス終了の予告をするものとします。

(個人情報の取り扱い)

第11条 センターは、受講者が提出した個人情報について、VOD 講義サービスの提供および関連する目的の範囲内で利用するものとし、個人情報保護に関する法律にしたがって適切に取り扱うものとします。